

投資主の皆さまへ

伊藤忠アドバンス・ロジスティクス投資法人

第3期利益超過分配金に関するご説明

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本投資法人は、2020年3月16日開催の役員会において、第3期（2020年1月期）の通常の「利益分配金」として1口当たり2,126円に加えて、「一時差異等調整引当額」として1口当たり20円、「その他の利益超過分配金」として1口当たり249円をお支払いすることを決議し、2020年4月13日より分配金のお支払いを開始させていただきます。

今回の分配金のうち、「一時差異等調整引当額」は「利益超過分配」に該当しますが、税務上の「資本の払戻し」に該当するものではなく、「利益分配金」と同じ配当所得扱いとなりますので、「利益分配金」の1口当たり2,126円と「一時差異等調整引当額」の1口当たり20円を合わせた2,146円が「利益分配金等」として源泉徴収の対象となり、投資口の譲渡損益は発生いたしません。

一方で、「その他の利益超過分配金」の1口当たり249円は、「出資総額」を原資としており、「利益剰余金」を原資とする通常の分配とは、税務上の取扱いが異なりますので、その取扱い等についてご説明させていただきます。

今回の「その他の利益超過分配金」は、「出資等減少分配（出資総額等からの分配のうち一時差異等調整引当額の分配以外のもの。以下同じ。）」となり、税務上の「資本の払戻し」に該当します。そのため、「みなし譲渡損益」が発生することとなり、税務上の配当所得には当たりません。確定申告の際にはご注意くださいようお願いいたします。

なお、このご説明は、今回の「利益分配金等」および「その他の利益超過分配金」のお支払いならびに税務上の取扱いおよび税法の規定により投資主の皆さまにご通知すべき事項についてご説明するものではありませんが、投資主の皆さまにおいて必要となる税務上の手続きのすべてをご説明しているものではありません。

以下にご説明いたしますとおり、投資主の皆さまが保有されている投資口の具体的な「取得価額」や「みなし譲渡損益」の計算、今後のご売却による譲渡所得税額の計算については、投資主の皆さまの個々のご事情によって異なりますので、大変お手数ですが、お取引の証券会社、最寄りの税務署または税理士等にご相談くださいますようお願いいたします。

敬具

1. 今回の分配金のお支払いについて

今回の分配金の原資は、「利益剰余金および一時差異等調整引当額（「利益分配金等」として1口当たり合計2,146円）」と「出資総額（「その他の利益超過分配金」として1口当たり249円）」に分かれており、原資ごとにお支払いの手続きが必要となるため、投資主の皆さまには分配金のお受取方法別に以下の書類を同封しております。

- (1) 振込でのお受け取りのご指定をいただいている投資主さま
「分配金計算書」および「お振込先について」または、「分配金のお受け取り方法について」
- (2) 振込でのお受け取りのご指定をいただいていない投資主さま
「分配金計算書」および「投資主分配金領収証」

2. 今回の「一時差異等調整引当額」の分配金および「その他の利益超過分配金」の税務上の取扱いについて

- (1) 今回の「一時差異等調整引当額」の分配金に関する所得区分について（所得税法第24条等）
 - ・ 今回の「一時差異等調整引当額」としての分配金は、次の2種類の性格を有する利益超過分配金であり、投資法人の所得計算上は利益分配金と合算して損金算入されます。なお、今回の「一時差異等調整引当額」は①の目的によるものです。
 - ① 所得超過税会不一致（投資法人の税務上の所得が会計上の利益より多い場合のその超過額をいいます。）に起因する法人税課税を回避する目的で分配を行うもの
 - ② 純資産控除項目（主に繰延ヘッジ損益のマイナス）による配当制限に起因する法人税課税を回避する目的で分配を行うもの
 - ・ 所得税法第24条第1項では、投資法人が行う金銭の分配のうち、「出資等減少分配」以外のものを配当所得と定義しており、法人税法第23条第1項第2号では、金銭の分配のうち、「出資等減少分配」以外のものを配当等の額と定義しています。ここで、「出資等減少分配」とは、「その他の利益超過分配金」を指すことから、投資主の皆さまは、「一時差異等調整引当額」の分配金を「利益分配金」と区分せずに合算して

税務上配当所得として扱うことになります。

- ・ 分配金に係る源泉徴収につきましても「利益分配金」との合算額に基づき行っております。
- ・ 「その他の利益超過分配金」と異なり、投資口の譲渡損益は発生しません。また、投資口の取得価額の調整（減額）も不要です。

(2) 今回の「その他の利益超過分配金」の所得区分について（所得税法第 24 条、第 25 条等）

- ・ 今回の「その他の利益超過分配金」は、所得税法第 24 条及び法人税法第 23 条第 1 項第 2 号における「出資等減少分配」になり、税法上、資本金等の額からなる部分が「資本の払戻し」、資本金等の額以外の金額からなる部分が「みなし配当」とされます。今回の「その他の利益超過分配金」は、全額が資本金等の額からなる部分からの支払いとなるため、「みなし配当」部分はありません。
- ・ 税法では、「資本の払戻し」は投資主の皆さまが保有する投資口の一部を譲渡したものとみなされるため、税法上これを「みなし譲渡」と呼んでいます。「みなし譲渡」については、投資口の取得価額の調整（減額）が必要となるほか、「みなし譲渡損益」の計算が必要になります。
- ・ 今回のその他の利益超過分配により、「みなし譲渡益」が発生する場合には、原則として確定申告をする必要があります。ただし、口座の種類によっては源泉徴収の対象とする証券会社等もあり、その結果、確定申告が不要となる場合もございますので、現にお取引のある証券会社等にご確認ください。

今回の分配金のお支払いについては、以下の図示のとおりとなります。

1 口当たり分配金		原資別	分配金構成	税務上の取扱い別
分配金 (2, 395 円)		利益剰余金 (2, 126 円)	利益分配金 (2, 126 円)	利益の分配 ・ 通常どおり、源泉徴収を行っています。
		一時差異等調整 引当額 (20 円)	一時差異等 調整引当額 (20 円)	
		出資総額 (249 円)	その他の 利益超過分配金 (249 円)	資本の払戻し ・ 源泉徴収の対象となりません。 ・ 「みなし譲渡損益」の計算上、「みなし譲渡収入金額」とされます。

(2) みなし譲渡損益について（租税特別措置法第 37 条の 11）

- ・ 税法の規定により、投資主の皆さまには、投資口の一部の譲渡があったものとみなされるため、「みなし譲渡損益」が生じます。
- ・ 以下の「①みなし譲渡収入金額とされる金額」から「②みなし譲渡相当部分の取得価額」を控除した金額が譲渡所得等の金額に該当します。
- ・ 今回の「その他の利益超過分配金」については、みなし配当額は「0円」、払戻し等割合は、「0.002」となり、税法の規定により、投資主の皆さまは、投資口の一部（1,000分の2相当分）の譲渡があったものとみなされます。

① 収入金額とみなされる 金額	=	払戻等により取得した 金銭等の価額の合計額	-	みなし配当額 (0 円)
② みなし譲渡相当部分の 取得価額	=	従前の取得価額の合計額	×	払戻し等割合 (0.002)
③ みなし譲渡損益 (① - ②)	=	①みなし譲渡収入金額とされ る金額	-	②みなし譲渡相当部分 の取得価額

【例】第3期に本投資法人の投資口を1口当たり100,000円で10口購入した場合

① 収入金額とみなされる金額

=249円(1口当たり「その他の利益超過分配金額」)×10口=0円(みなし配当額)=2,490円

② みなし譲渡相当部分の取得価額=(100,000円×10口)×0.002(払戻し等割合)=2,000円

③ みなし譲渡損益=2,490円-2,000円=490円(みなし譲渡益)

※ 投資口の1口当たり平均取得価額が124,500円未満である投資主さまの場合は、以上の計算により、みなし譲渡益が発生します。ただし、利益超過分配の権利落ちの日(2020年1月30日)以降実効日までの間に投資主さまによる本投資法人の投資口の追加購入や売却等により投資口数に変動があった場合など、このとおりにはならない可能性があります。

※ 以上の計算の結果、③がマイナスとなる場合は、みなし譲渡損となります。

※ みなし譲渡損益の具体的な計算につきましては、最寄りの税務署または税理士等にご相談ください。

(3) 取得価額の取扱いについて(所得税法施行令第114条第1項)

- ・ 税法の規定により、投資主の皆さまの投資口の取得価額が調整されます。
- ・ 調整式は、以下のとおりとなります。払戻し等割合は、「0.002」となります。

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{1口当たりの} \\ \text{新しい取得価額} \end{array}} = \boxed{\begin{array}{c} \text{1口当たりの} \\ \text{従前の取得価額} \end{array}} - \left[\boxed{\begin{array}{c} \text{1口当たりの} \\ \text{従前の取得価額} \end{array}} \times \boxed{\begin{array}{c} \text{払戻し等割合} \\ (0.002) \end{array}} \right]$$

※ 投資主さまの取得価額の調整金額(1口当たりの従前の取得価額×払戻し等割合(0.002))は、利益超過分配金とは一致しません。

※ 取得価額の調整金額は、投資主さまの「1口当たりの従前の取得価額」によって異なります。

【例】第2期に本投資法人の投資口を1口当たり100,000円で10口購入した場合

① 1口当たりの調整金額=100,000円×0.002(払戻し等割合)=200円

② 1口当たりの新しい取得価額=100,000円-200円=99,800円

③ 新しい取得価額=99,800円×10口=998,000円

※ 証券会社で「特定口座」をご利用の投資主の皆さまの調整方法等につきましては、原則として特定口座内で取得価額の調整が行われます。詳しくは現にお取引のある証券会社等にご確認ください。

※ 証券会社の「特定口座」をご利用でない場合は、上記の計算式により取得価額を調整していただく必要がございます。

(4) 個人投資主の皆さまへのご通知事項

所得税法施行令第114条第5項に規定する事項	ご通知事項
払戻し等割合(資本の払戻しに係る所得税法施行令第61条第2項第5号に規定する割合)	0.002 (小数点以下第3位未満切上げ)

(5) 法人投資主の皆さまへのご通知事項

法人税法施行令第23条第4項に規定する事項	ご通知事項
金銭その他の資産の交付の起因となった法人税法第24条第1項各号に掲げる事由	資本の払戻し
その事由の生じた日	2020年4月13日
資本の払戻しに係る基準日における発行済投資口の総数	357,143口
みなし配当額に相当する金額の1口当たりの金額	1口当たり0円

法人税法施行令第119条の9第2項に規定する事項	ご通知事項
払戻し等割合 (資本の払戻しに係る法人税法施行令第23条第1項第5号に規定する割合)	0.002 (小数点以下第3位未満切上げ)

3. その他の参考情報

- (1) 今回の利益超過分配金(出資等減少分配)に伴い、投資主の皆さまに通常(「利益剰余金」を原資とする分配金)と異なる処理をいただく事項について
- 「みなし譲渡損益」の計算
税務上の「資本の払戻し」に係る「みなし譲渡損益」については、原則として投資主の皆さまにおいて「みなし譲渡損益」の計算が必要となります。ただし、口座の種類によっては特定口座内での計算対象とされる場合もございますため、現にお取引のある証券会社等にご確認をお願いいたします。
 - 「みなし譲渡益」が発生した場合
原則として、確定申告をする必要があります。なお、口座の種類によっては源泉徴収の対象とする証券会社等もあり、その結果、確定申告が不要となる場合もございますので、現にお取引のある証券会社等にご確認ください。
 - 「みなし譲渡損」が発生した場合
発生した「みなし譲渡損」を、他の上場株式等の譲渡所得等と相殺、もしくは翌期以降に繰り越す場合、確定申告が必要となります。ただし、「みなし譲渡損益」が同じ証券会社等における特定口座内で計算されている場合には、特定口座内で損益通算されることから、確定申告が必要ない場合もございます。
 - 「取得価額の調整」が必要になる場合
現にお取引のある証券会社等にご確認をお願いいたします。
 - 「みなし譲渡益」が非課税管理勘定で発生した場合
個人投資主の皆さまで、本投資口を少額投資非課税制度(通称「NISA」)及び未成年者少額投資非課税制度(通称「ジュニアNISA」)に基づく、非課税管理勘定にて管理している場合には、本利益超過分配金に基づくみなし譲渡益については非課税措置の適用がございます。なお、みなし譲渡損についてはないものとされます。詳細は、現にお取引のある証券会社等にご確認ください。
- (2) ご注意
- この説明書でのお知らせは、今回の利益超過分配金の税務上の取扱い、税法の規定により投資主の皆さまにご通知すべき事項をお伝えするものではありませんが、税務上の取扱いは投資主の皆さまの個々のご事情によって異なりますことから、すべてを網羅するわけではございません。
- ご不明の点につきましては、後述「4.」のご照会先にご確認くださいようお願い申し上げます。
- このお知らせは、投資主さまが今後、投資口を売却される場合の「取得価額」の証明になりますので、保管くださいますようお願い申し上げます。
- このお知らせは、本投資法人ホームページ(<https://www.ial-reit.com/>)にも掲載いたします。

4. 本件に関するご照会先

- (1) この説明書についての一般的なご照会

投資主名簿等管理人
みずほ信託銀行株式会社 証券代行部
電 話 : 0120-288-324(フリーダイヤル)
受付時間 : 9時~17時(土・日・祝祭日を除く)

- (2) 投資主さま各位の取得価額の調整に関する具体的なご照会

現にお取引のある証券会社等もしくは最寄りの税務署または税理士等にご相談ください。

- (3) 税務申告等に関するご照会

最寄りの税務署または税理士等にご相談ください。

以 上